# 社会福祉施設の運営管理

## - 1 理念・基本方針

(1) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が周知されている。

評価 結果

а

社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に共有化されている。

#### 【判断基準】

- <u>a</u>)社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されており、職員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられている。
- b) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が全職員に向けて明示されているが、 職員間で共通認識を持つ機会が具体的に設けられていない。
- c) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針が職員に向けて明示されていない。

評価結果

а

社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に周知している。

#### 【判断基準】

- a)社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために 利用開始前に具体的な説明がなされ、かつ、利用開始後も、疑問や質問等が生じた場合に対 応するための具体的な体制ができている。
- b) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうために 利用開始前に具体的な説明がなされているが、利用開始後に疑問や質問等が生じた場合に対 応する具体的な体制はできていない。
- c) 社会福祉事業としての理念、事業の目的及び基本方針を利用児・者に理解してもらうための利用開始前の説明が十分ではない。

# 【 -1 理念・基本方針の特記事項】

- ・「入園のしおり」に理念(身体・心・知能)と基本方針が明示されており、「全体会議」(三野谷保育園と青柳保育園の職員が全員参加して合同で行われる)において理念の唱和が行われ、併せて共通認識が図られている。(1)-
- ・入園前に開催される「入園説明会」において、子どもと保護者に対して理念(身体・心・知能)・基本 方針等が明示された「入園のしおり」が配布され、園長による説明が行われている。新年度に向けた「懇 談会」・「個人面接」を通して、子どもや保護者の疑問や質問等の聴取が行われている。(1)-

# - 2 事業計画

(1)サービスの質の向上に向けた事業計画を策定している。

評価結果

a

福祉サービス実施機関としての中・長期的な課題を把握している。

#### 【判断基準】

- <u>a)</u>サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができている。
- b)サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。
- c)サービス内容やサービス実施体制について、中・長期的な課題や問題点を把握していない。

評価	ij
結果	Ę

а

中・長期的な計画に基づいて当該年度の事業計画が適切に策定されている。

#### 【判断基準】

- a)年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しており、サービスの質を高めるための具体的な事業計画ができている。
- b)年度毎にサービス内容やサービス実施体制について分析を行い、課題や問題点を把握しているが、サービスの質を高めるための具体的な事業計画はできていない。
- c ) 年度毎にサービス内容やサービス実施体制について、課題や問題点を把握していない。

#### (2)事業計画の評価を行っている。

評価結果

a

事業計画の実施状況に関する評価を行っている。

#### 【判断基準】

- <u>a</u>)事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われており、そのための評価の様式が整備されている。
- b)事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われているが、そのための評価の様式が整備されていない。
- c )事業計画に関する実施状況及び結果についての評価は職員の自己評価に基づいて行われていない。

#### 【 -2 事業計画の特記事項】

- ・地域の小学校と連携を図り、保育園の持つ機能や専門性を活かした「学童保育」を実施する計画が策定されている。(1)-
- ・年度ごとに行事・食育・園長や職員に関する保護者向けのアンケートが実施(在園児に対しては年2回実施、卒園児に対しては卒園の次年度に実施)されている。アンケート結果に基づき、「職員会議」を通じて、保育サービスに関する課題や問題点の検討が行われている。平成19年度の事業計画は、「食育」をテーマにした「正しい食事」「選食の力」からの学習や取り組み、「親学」への取り組み等が計画されている。(1)-
- ・事業計画に基づき毎月計画されている「月案」に対する自己評価が実施されている。自己評価は定められた項目・様式に基づき全職員によって行われ、自己評価の結果は翌月の「月案」に反映されている。 (2)-

# - 3 管理者の責任とリーダーシップ

#### (1)管理者の責任が明確にされている。

評価結果

a

管理者の責任が明文化されている。

### 【判断基準】

- <u>a)</u>管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されており、かつ共通認識を図る場が設けられている。
- b)管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されているが、共通認識を図る場は設けられていない。
- c) 管理者及び各職員の責任のあり方について、明文化されていない。

#### (2)管理者のリーダーシップが発揮されている。

評価結果

a

管理者は福祉サービスの向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りをしている。

## 【判断基準】

- a)管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が 意欲的に取り組めるような組織作りをしている。
- b)管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、職員からの業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職員が意欲的に取り組めるような組織作りはしていない。
- c)管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取り組みを行っておらず、職員から の業務改善等の提案を具体的に検討する場を設ける等福祉サービスの質の向上に向けて職 員が意欲的に取り組めるような組織作りもしていない。

#### 【 -3 管理者のリーダーシップの特記事項】

- ・管理者(園長)及び職員の責任のあり方については、「就業規則」「職務分担表」において明文化されて おり、毎年3月第一週目に行われる「職員会議」において全職員に資料が配布され、職務と責任に関する 共通認識が図られている。(1)-
- ・管理者(園長)は、職員のスポーツやパソコン等の得意分野を保育サービスに発揮できる環境づくりに 努めている。「職員会議」において職員から業務改善に関する提案が定期的に行われており、保育サー ビスの向上のための職員研修等が実施されている。(2)-

### - 4 体制及び責任

(1)施設の運営が適切に行われている。

評価結果

а

施設内の組織について職制・職務分掌等を明確にしている。

#### 【判断基準】

- a)職種ごとの分担や責任の所在が明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。
- b)職種ごとの分担や責任の所在が明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは、十分に行われていない。
- c)職種ごとの対する分担や責任の所在が明文化されていない。

評価結果

а

サービス内容の記録や引き継ぎは適切に行われている。

## 【判断基準】

- <u>a)</u>サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されており、かつ、職員会議等で、共通認識を持つための取り組みを行っている。
- b)サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されているが、職員会議等で共通認識を持つための取り組みは十分ではない。
- c ) サービス内容の記録や引継ぎのあり方について明文化されていない。

### 【 -4 体制及び責任の特記事項】

- ・「19年度行事担当年間計画」に職種ごとの分担が明文化されており、担当職員による各行事(誕生会・ 避難訓練・伝統行事)の「指導計画案」が作成されており、「職員会議」を通じて共通認識が図られて いる。(1)-
- ・「職員会議」において、サービス内容の記録や引継ぎ方法等の共通認識が図られており、「文書連絡帳等記録マニュアル」に基づき、3者面談(保護者・旧担任・新担任)等各種記録に関する引継ぎが行われている。(1)-

# - 5 経営状況の把握

	- 5 経営状況の把握		
( '	(1)経営環境の変化等に適切に対応している。		
	評価 結果	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	
	а	【判断基準】 a)事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行い、把握された情報	
		について職員と共通認識を図る場を設けている。	
		b)事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っているが、把握された標準について際景に共通部鉄を図る場を記せていない。	
		れた情報について職員と共通認識を図る場を設けていない。 c )事業経営をとりまく環境を的確に把握するための具体的な取り組みを行っていない。	
	評価 結果	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	
		【判断基準】	
	b	a)経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行い、かつ経営状況について 職員の共通認識を図る場を設けている。	
		<u>b)</u> 経営状況を分析的に把握して改善に向けた具体的な取り組みを行っているが、経営状況について職員の共通認識を図る場は設けられていない。	

# c)経営状況の分析的な把握も改善に向けた具体的な取り組みも行っていない。 【 -5 経営状況の把握の特記事項】

- ・保育に関する最新の動向や必要とされる福祉サービスのニーズについて、保育年報(全国保育協議会)・保育の友(全国社会福祉協議会)・日報協等を活用した現状把握が行われている。最新の情報は「職員会議」において共通認識が図られている。青柳保育園と合同で子育てサポート「Happy day & Poco a Poco」が毎月第2週・第4週の水曜日10時から11時半に実施されており、家庭保育の子どもを対象に毎月園庭開放が行われている。(1)-
- ・経営状況を分析的に把握するために保護者を対象としたアンケート調査が実施されており、「食育」に ついて改善する取り組みが行われている。(1) -

	- 6 サービス内容の検討体制	
(	( 1 ) 質の向上のための取り組みが行われている。	
	評価 提供するサービス全般の内容検討が定期的に行われている。 結果	
	a	【判断基準】 <u>a)提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会等が職種や経験年数の異なる委員から構成され、かつ他施設の情報等も取り入れながら定期的に開催されている。</u> b)提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が職種や経験年数の異なる委員から構

成されているが、定期的に開催されておらず、他施設の情報等を取り入れたものでもc)提供するサービス全般の内容検討を目的とした委員会が組織されていない。	
評価 結果	サービス全般の検討内容や結果について、職員の共通認識が図られている。
а	【判断基準】 a)検討内容や結果が記録されており、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持っための取り組みを行っている。 b)検討内容や結果が記録されているが、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みは行われていない。 c)検討内容や結果が記録されておらず、職員会議等で、具体的な方向性についての共通認識を持つための取り組みも行われていない。

# 【 -6 サービス内容の検討体制の特記事項】

- ・保護者の役員と全職員が参加する「役員会」が毎月開催されており、「食」や「たくましい体づくり」をテーマとする意見・要望に対する協議等が行われている。青柳保育園との合同による「給食会議」が 開催されており、園長・主任・職員による意見交換や情報交換が行われている。(1)-
- ・「たくましい体づくり」を目指す薄着による保育や食の大切さを理解する「食育」の実施について、「役員会」において検討が行われている。「役員会」における保育サービスの内容に関する決定事項は「職員会議」において報告され、全職員の共通認識が図られている。(1)-

	- 7 人事管理・研修		
(	(1)人事管理の体制が整備されている。		
	評価 結果	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができており、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができているが、サービスの質の確保と人員体制に関して職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c)組織が目標とするサービスの質を確保するための、必要な人材や人員体制を検討する体制ができていない。</li> </ul> </li> </ul>	
	評価 結果	人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。	
	а	【判断基準】 <u>a)</u> 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員  の納得を得るための仕組みを整備している。  b)定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。  c)定期的な人事考課を実施していない。	

( )	(2)職員の就業環境に配慮がなされている。		
	評価結果	職員の就業環境や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。	
	а	【判断基準】 a)職員の就業環境や意向を定期的に把握し、かつ就業環境に問題がある場合には改善に向けて職員をサポートする仕組みが構築されている。 b)職員の就業環境や意向を定期的に把握しているが、問題があっても改善したり、職員をサポートする仕組みが構築されていない。 c)職員の就業環境や意向を把握していない。	
	評価 結果	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	
	а	a [判断基準] a ] 福利厚生センター等の福利厚生事業に加入し、かつ組織として独自の福利厚生事業を実施している。 b ) 福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているが、組織として独自の福利厚生事業を実施していない。 c ) 福利厚生事業への取り組みを実施していない。	
( :	3)職	員の研修体制が確立している。	
	評価結果	職員の資質向上に関する目標を設定している。	
	а	【判断基準】 <a a"a"b"a"a"b"a"b"a"b"a"b"a"b"a"b"a"b"a<="" href="mailto:a" td=""></a>	
	評価結果	価 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している。	
	а	【判断基準】 a)職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられ、それに基づいた具体的な研修計画が 策定されている。 b)職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられているが、それに基づいた具体的な研修計画は策定されていない。 c)職員一人一人の研修ニーズを把握する機会が設けられておらず、研修計画も策定されていない。	

# 【 -7 **人事管理・研修の特記事**項】

- ・「土曜保育」については、事前に参加圏児数の把握を行う等、必要な人員が計画的に確保されており、 基本的に保育士3人体制で実施されている。保育サービスの内容に関する質と人員体制については、「職 員会議」において共通認識が図られている。(1)-
- ・年1回、一定の基準に基づく人事考課が実施されており、在職期間(3年未満・3年以上5年未満・5年以上7年未満・7年以上)に応じて評価項目が変更されている。「人事考査の参考のためのアンケート」(規律性・責任性・協調性・積極性・待遇態度)が実施され、職員の希望や自己評価の把握が行われている。(1)-

- ・職員の意向を把握し、希望に基づき休暇がとれるよう休暇体制(最長1年の産休・有給休暇)が構築されている。僅かな時間による残業(会議や研修会等)についても手当を支給するなど、就業環境改善のための取り組みが行われている。東京弁護士会所属の弁護士に職員が相談できる仕組みが構築されている。(2)-
- ・正社員・パート従業員を対象とする中小企業退職金共済に加入している。独自の福利厚生事業として、 健康診断・慰労会・観劇・年3回の食事会(行事慰労会・忘年会等)が実施されている。(2)-
- ・管理者(園長)により保育サービス(習字、エアロビクス、和太鼓ライセンス、マーチング等)に関係する職員の研修計画が策定され、計画的に研修が実施されている。(3)-
- ・職員が自ら取り組みたい自己啓発に関する意向を把握した上で、園長が中心となり研修の必要性等が検討され、次年度に担当する子どもの年齢等に鑑みて研修を受ける体制が構築されている。(3)-

# 地域等との関係

		1 - 100/5
_ 1	thtt하나스	: 人 (1) 欧州乡

	- 1 地域社会との関係		
(	(1) 地域とのつながりを強めるための取り組みを行っている。		
	評価 結果	社会福祉施設としての役割等についての理解を深めるための取り組みをしている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうような活	
		動をしていて、協力団体等の施設を支援する組織がある。	
	а	b ) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活	
		動をしているが、施設を支援する組織がない。	
		c ) 社会福祉施設としての役割等について、自治会や商店街等、地域に理解してもらうための活	
		動をしていない。	
	評価 結果	専門機能が地域で活用されるための取り組みをしている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設として	
		の取り組み行い、かつ職員が共通認識を持つ機会を設けている。	
	а	b)社会福祉施設の持っている専門的な知識や地域で活用してもらうために、施設としての取り	
		組みを行っているが、職員が共通認識を持つ機会を設けていない。	
		c ) 社会福祉施設の持っている専門的な知識や能力を地域で活用してもらうために、施設として	
		の取り組みを行っていない。	

# 【 -1 地域社会等との関係の特記事項】

- ・地域交流の一環として、「ポランティア受け入れマニュアル」に基づき、地域の中学校から中学生のポランティアの受け入れが行われている。毎年11月下旬に公民館祭り「ふれあいの輪を広げよう」において、年長児による絵画の出展が行われている。地域の老人会を招待して餅つきを実施したり、地域の高齢者に年賀状を手渡す等の地域交流が実施されている。(1)-
- ・保育園のもつ知識や機能を地域で活用してもらうための取り組みとして、子育で中の母親とその子どもを対象に子育て支援サポート「Happy day」(子どもと在園児との交流を図る園庭開放、子育で相談、保育士が同行する散歩等が行われている)を実施している。(1)-

-	- 2 ボランティアの受け入れ		
(1	( 1 ) ボランティアの受け入れが適切に行われている。		
	評価 結果	ボランティアの受け入れに関する基本的な考え方の共通認識が図られている。	
	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されているが、職員間で共通認識を図る場は設けられていない。</li> <li>c)利用者の権利擁護の視点に立ったボランティア受け入れの可否を含む基本的な考え方が明示されていない。</li> </ul> </li> </ul>	
	評価 結果	ボランティアの受け入れにあたり利用者及びボランティアに適切な説明がなされている。	
	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)ボランティアに対して必要な事前説明を行い、かつ利用者に対しても活動開始前の説明を十分行っている。</li> <li>b)ボランティアに対して必要な事前説明を行っているが、利用者に対しての活動開始前の説明が十分ではない。</li> <li>c)ボランティアに対しての必要な事前説明や利用者に対しての活動開始前の説明も行われていない。</li> </ul> </li> </ul>	
	評価 結果	ボランティアの受け入れに関しての工夫がなされている。	
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)ボランティアに関する担当者が決められており、かつトラブル処理を含めてのボランティア             <ul></ul></li></ul></li></ul>	
	評価 結果	ボランティアからの疑問等に応えている。	
	b	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)ボランティアからの疑問等について適切に対応し、必要に応じて業務改善につなげる体制ができている。</li> <li>b)ボランティアからの疑問等について対応はするが、業務改善につなげるような体制はできていない。</li> </ul> </li> <li>c)ボランティアからの疑問等を受け付けるような環境を整えていない。</li> </ul>	
ľ	-2	ボランティアの受け入れの特記事項】	

# 【 -2 ボランティアの受け入れの特記事項】

- ・「ボランティア受け入れの意義」に 地域の保育園に対する視野が深まる 保育サービスの内容と量が 充実する 保育運営とサービスの透明性の確保とボランティアを受け入れることの意義 が明示されて おり、「職員会議」において共通認識が図られている。(1)-
- ・ボランティア活動の実施にあたり、「ボランティアカード」を通じてボランティアの方々の氏名・住所・ 電話・所属・活動目的・所属機関等が把握されている。ボランティアの方々に対して「ボランティアの 皆様へ」が配布され、ボランティア活動にあたっての服装や持ち物等に関する事前説明が行われている。 子どもや保護者に対してボランティア活動に関する資料が配布されている。(1)-
- ・「ポランティア受け入れマニュアル」に基づきボランティア受け入れに対する担当職員が配置されてい

る。保護者による園庭清掃等のボランティア活動が任意参加により年3回行われている。(1)-・ボランティアの方々からの提案等に基づき、行事の運営等に関する見直しや工夫、改善が行われている。 (1) -

# - 3 実習生・体験学習への対応

	2 X 6 7 17 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
[ 1	1) 実習生や体験学習の受け入れが適切に行われている。				
	評価	実習生や体験学習の受け入れに関する基本的な考え方が明示されており、共通認識が図られてい			
	結果	果 る。			
		【判断基準】			
		<u>a)</u> 利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が			
I		明示されており、かつ職員間で共通認識を図る場が設けられている。			
	а	b )利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が			
		明示されているが、職員間で共通認識を図る場が設けられていない。			
		c )利用者の権利擁護の視点に立った受け入れの可否を含む実習や体験学習の基本的な考え方が			
		明示されていない。			
	評価	実習や体験学習の意味について利用者及び実習生に適切な説明がなされている。			
	結果				
		【判断基準】			
		<u>a)</u> 受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行い、かつ実習や体験学習開始前に			
	а	利用者の了解を得ている。			
	a	b)受け入れにあたって、実習生に対して必要な事前説明を行っているが、実習や体験学習開始			
		前の利用者の了解は十分に得ていない。			
		c ) 受け入れにあたって、実習生に対しての事前説明や利用者の了解は得ていない。			
	評価	************************************			
	結果	効果的な実習や体験学習を行うための工夫がなされている。			
		【判断基準】			
		<u>a)</u> 受け入れに関する指導担当者が決められており、かつ効果的な実習並びに体験学習が行われ			

- るためにトラブル処理を含めての受け入れマニュアルが整備されている。
- b)受け入れに関する指導担当者が決められているが、受け入れマニュアルは整備されていない。
- c )受け入れに関する指導担当者が決められておらず、受け入れマニュアルも整備されていない。

# 【 -3 実習生・体験学習への対応の特記事項】

- ・「実習生を受け入れるためのマニュアル」に 次世代の保育士を育成する 実習指導を通じて保育士が 学ぶ等、実習生を受け入れる意義が明示されており、併せて 乳児とその理解 子どもの発達と理解 保育所の理解と役割等の実習内容が明示されている。(1)-
- ・「実習生を受け入れるためのマニュアル」に基づき、実習生の指導担当者により事前オリエンテーショ ン(留意点)、実習に際しての配属や実習プログラムの説明が行われている。実習に際して、子どもた ちや保護者に対して「保護者会」「れんらく帳」を通じて説明が行われ、保護者の同意を得た上で実習 が実施されている。(1)-
- ・「実習生を受け入れるためのマニュアル」に基づき、実習生指導担当者が配置され、実習後の指導や実 習生が所属する養成校との連絡等、実習に関する総合的な指導・助言・評価が行われている。 (1)-

# 保育サービスの利用開始

-1	保育サー	ビスの開始時の対応

(1)保育サービスの開始が適切に行われている。

評価結果

保育所が行っている保育サービスに関する情報の提供を行っている。

### 【判断基準】

- a)保育所が実施する保育サービス等の情報について、保護者がサービス選択し易いような工夫 のもと、適切かつ積極的な情報提供を行っている。
- b)保育所が実施する保育サービス等の情報について、保護者が適切なサービス選択に易いよう な工夫はしているが、積極的な情報提供を行っていない。
- c)保育所が実施する保育サービス等の情報は提供しているが、保護者がサービス選択し易いような特別な工夫や情報提供をしていない。

評価結果

a

a

保育サービスの実施にあたり、保護者等に説明し、同意を得ている。

#### 【判断基準】

- a)保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に行うとともに、 意向を把握して、同意を得ている。
- b)保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に説明を行い、同意を得ているが、意向を把握していない。
- c)保育サービスの実施に先立ち、保育所が定める重要事項の説明を保護者等に説明を行っているが、同意を得たり、意向を把握したりしていない。

# 【 -1 保育サービスの開始時の対応の特記事項】

- ・保育サービス内容(乳児・低年齢保育、延長保育、緊急一時保育、障害児保育、園庭開放、Happy day(地域の子育で家庭への支援)、子育で支援・相談(Poco a Poco))は年間行事予定、保育園の一日の流れと共に「入園のしおり」に明記されている。「入園のしおり」は「入園説明会」(毎年3月第2土曜日に開催)、「体験入園」、「見学」の際に配布されている。(1)-
- ・「入園のしおり」に保育サービスに関する重要事項が明示されており、「入園説明会」において説明が行われている。「アンケートボックス」の設置、定期的な「アンケート」の実施(年2回)、行事の実施に際したアンケート、「保護者会役員会」(毎月開催)等を通じて、保護者からの希望や意向が把握されている。(1)-

# 指導計画の策定・変更

# -1 指導計画の管理体制

(1) 導計画(年間・月案・週案)に関する責任体制が明確である。

評価 指導計画の作成、実施において責任者が定められている。 【判断基準】

- a)指導計画の作成を統括する担当者を置き、かつその実施状況を総合的に把握、管理する責任者を定め、指導助言が行われている。
- b)指導計画の作成を統括する担当者を置き、その実施状況を総合的に把握、管理する責任者を 定めているが、指導助言は十分ではない。
- c)指導計画の作成を職員が個々に行っている。

評価 指導計画の作成・変更に対応する体制が整備されている。 結果

#### 【判断基準】

а

а

- <u>a</u>)指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるとともにその内容について、会議等で職員間の共有化が図られるような体制が整備されている。
- b)指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるような体制が整備されているが、その内容について、会議等で職員間の共有化が図られていない。
- c)指導計画の作成及び変更の必要が生じた場合、責任者に報告されるような体制が整備されて おらず、会議等で職員間の共有化も図られていない。

### 【 -1 指導計画の管理体制の特記事項】

- ・「指導計画」「月案カリキュラム」「課業予定表」「週間保育日誌の毎日の保育計画」は主任保育士により作成されており、「保育計画」は関長により作成されている。それぞれの計画等にかかる実施状況の総合的な把握、管理は関長により行われている。(1)-
- ・「指導計画」に対するチェック表(年齢別・月別に22項目の子どもの様子や一人ひとりの子どもの発達・育ち・気づきをチェックする。)が作成され、チェックの結果は翌月の「指導計画」に反映されている。 「指導計画」の変更点は「クラス会議」を通じて主任保育士に報告され、「職員会議」を通じて園長に報告されており、情報の共有が図られている。(1)-

# -2 指導計画の策定

(1)子ども一人一人についてアセスメントを行っている。

する様式は整備されていない。

評価 結果	一人一人の子どもの個別性に配慮し、年齢や発達状況に考慮した指導計画となっている。
а	【判断基準】 <u>a)子ども一人一人の個別性に配慮し、かつ年齢や発達状況を考慮した指導計画となっている。</u> b)子どもの年齢や発達状況を考慮してはいるが、一人一人の個別性に配慮した指導計画となっていない。
	c) 子ども一人一人の年齢や発達状況に考慮した指導計画となっていない。

# 【 -2 指導計画の策定の特記事項】

- ・「児童票」には子どもの生育歴、本人の状況(体質的特徴、既往歴、予防接種、食事、睡眠、排泄、性情、清潔、着脱、遊び等)が記録されている。「成長の記録」には、健康、言葉、表現、人間関係、環境等が記録されている。年度末に旧担任と新担任が子どもの状況に関する引継ぎを行い共通認識が図られている。緊急に共通認識を図る必要のある場合は「回覧板」が活用され情報が共有されている。 (1)-
- ・「指導計画」を補完する目的で「子どもの発達・育ち・気づき」が毎月作成され、今月の子どもの発達、 来月への課題(子ども一人ひとりに対する発達状況に見る課題)が記載されている。(1)-

	-3 保育の実施		
(	( 1 ) 保育の実施にあたり、記録化と話し合いが適切に行われている。		
	評価	一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに	
	結果	関係する職員が共通に理解している。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 一人一人の子どもの記録が詳細に記されており、それぞれの子どもに関係する職員の共通	
		認識を図る場が設けられている。	
	а	b) 一人一人の子どもの記録が詳細に記されているが、それぞれの子どもに関係する職員の共通	
		認識を図る場が設けられていない。	
		c)一人一人の子どもの記録は十分ではなく、それぞれの子どもに関係する職員の共通認識を図	
		る場も設けられていない。	
	評価	一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うための会議を定期的かつ	
	結果	必要に応じて開催している。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 会議を定期的かつ必要に応じて開催している。	
	а	b) 会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。	
		c) 会議を開催していない。	
(	2)保	R育の実施にあたり各種マニュアルの見直しが行われている。	
	評価	なぼフェースルについての空間的か日本上が生われ、 国知効度されていて	
	結果	各種マニュアルについての定期的な見直しが行われ、周知徹底されている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 各マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行い、職員に周知徹底されて	
		เาอ.	
	а	b)各マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っているが、職員への周知	
		徹底は十分ではない。	
		c ) 定期的な検証・見直しはしていない。	

### 【 -3 保育の実施の特記事項】

- ・「月案」は0・1歳児については一人ひとり、「児童票」「育児日記」「成長の記録」(26項目について目標が設定され、達成したときに達成日を記録する)は全ての子どもについて記録されており、記録内容については「クラス会議」(毎週開催)、「職員会議」(毎週開催)において職員の共通認識が図られている。(1)-
- ・毎週開催される「クラス会議」「職員会議」、毎月開催される「全体会議」(三野谷保育園と青柳保育園の合同により開催され、全職員が参加する)において一人ひとりの子どもの発達状況や保育目標等に関する情報交換や話し合いが行われている。子どもの体調面や子どもの様子等に関する留意事項は、「回覧板」が活用され職員の共通認識が図られている。(1)-
- ・マニュアルには「危険予防について」「気になる子どもへの対応」「排泄」「噛みつき対応」[AD/HD(注意欠陥/多動性障害)・LD(学習障害)児への接し方とポイント」「性差での関わりの防止」「SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防・対応について」「事故・けがの対応」「食事についてのマニュアル」「虐待」等があり、「職員会議」においてそれぞれ検証、見直し、周知が図られている。(2)-

# - 4 指導計画の評価・変更 (1)保育サービスを実施した結果を評価し、その結果により、指導計画を見直している。 評価 指導計画の種類により評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を見直している。 結果 【判断基準】 a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、それぞれの指導計画を見直している。 b) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果がそれぞれの指導計画に十分反映されて いない。 c) 定期的な指導計画の評価を行っていない。 評価 指導計画の見直しにあたり、子どもの状況に配慮し、保護者の意向を反映している。 結果 【判断基準】 a)指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況に配慮し、かつ保護者の意向を反映して a b)指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況に配慮しているが、保護者の意向は反映さ

### 【 -4 指導計画の評価・変更の特記事項】

・「年間保育計画」「月間保育計画」「課業予定表」「月案カリキュラム」「日課活動」は毎月開催される三野谷保育園と青柳保育園の合同「年齢別クラス会議」において評価が行われている。「指導計画」は年度末において「全体会議」を通じて評価や策定方法の見直しが行われている。「月案カリキュラム」には日課活動(フラッシュカード、暗唱、百玉そろばん)、プリント、絵画/製作、音楽/曲、体育、リトミック、畑活動等に関する計画が策定されている。(1)-

c)指導計画の変更にあたり、子ども一人一人の状況や保護者の意向も反映していない。

・「保護者アンケート」により保護者の意向を把握が行われている。平成19年度は年長の子どもの「指導計画」に、子どもが安全に道具を活用してものを作る観点から子どもの要望に基づいた木工製作が取り入れられている。(1)-

# 保育サービスの内容

-			
(	( 1 ) 子どもの人権に配慮している。		
	評価 結果	子どもの最善の利益について共通認識を図る体制ができている。	
	а	【判断基準】 a)児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を収集・把握し、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられている。 b)児童の権利条約等、権利擁護に関する情報を収集・把握しているが、子どもの最善の利益について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c)児童の権利条約等、子どもの権利擁護に関する情報を収集・把握していない。	
	評価 結果	子どもとの不適切な関わりを防止するための取り組みを行っている。	
	а	<ul> <li>【判断基準】</li> <li><u>a)子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備され、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場が設けられている。</u></li> <li>b)子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルが整備されているが、具体的な事例を分析し、何が言葉による脅かし、虐待等であるかについて共通認識を図る場は設けられていない。</li> <li>c)子どもとの不適切な関わりを防止するためのマニュアルは整備されていない。</li> </ul>	
	評価 結果	虐待等(拘束、暴言、暴力、無視、放置等)に備えた対応方法が定められている。	
	а	【判断基準】 a)虐待等については、就業規則(服務規定等)・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化され、虐待等が行われたり、疑われたりした場合の対応策が定められている。 b)虐待等については、就業規則(服務規定等)・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化されているが、虐待等が行われたり、疑われたりした場合の対応策は定められていない。 c)虐待等については、就業規則(服務規定等)・運営管理規程等で禁止事項・罰則規定が明文化されていない。	
(	2 ) 子	- どもの自尊心に配慮している。	
	評価結果	基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つけないよう配慮している。	
	a	<ul> <li>【判断基準】</li> <li>a)基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、それに基づく子どもの自尊心への配慮についての具体的な援助を実施している。</li> <li>b)基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられているが、それに基づく子どもの自尊心への配慮についての具体的な援助は十分ではない。</li> <li>c)基本的な生活習慣や生理現象に関して、子どもの心を傷つける言動とは何かについて、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> </ul>	

(	(3)プライバシーに配慮した保育所運営を行っている。		
	評価 結果	プライバシーの保護が適切に行われる体制ができている。	
	а	<ul> <li>【判断基準】</li> <li>a)保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程があり、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルを整備し、かつ職員の共通認識を図る場が設けられている。</li> <li>b)保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程があり、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。</li> <li>c)保育所としてプライバシー保護や守秘義務についての規程はあるが、子どもや保護者等の情報の取り扱いについてのマニュアルは整備されていない。</li> </ul>	
(	4)	情解決ができる体制が適切である。	
	評価 結果	保護者からの苦情解決についての運用体制ができている。	
	a	【判断基準】 a)苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられ、保護者への周知徹底が図られている。 b)苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられているが、保護者への周知が十分ではない。 c)苦情解決の運用については、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、保護者への周知も十分ではない。	

# 【 -1 子どもの権利擁護の特記事項】

- ・「子どもの人権を守るために」「人権を配慮した保育」等のマニュアルが策定されており、「全体会議」 「職員会議」において職員の共通認識が図られている。(1)-
- ・「望ましい保育士としての資源や態度」(マニュアル)が策定されており、「職員会議」において子どもとの不適切な関わりを防止するための共通認識が図られている。(1) -
- ・「就業規則」に、服務心得・禁止事項が規定されている。「虐待について」(マニュアル)、「虐待の 疑いがある場合の保育士の対応」(マニュアル)に対応方法等が明示されている。(1) -
- ・「人権を配慮した保育マニュアル」に、子どもの自尊心を傷つけない為の言葉や接し方について明示されており、「職員会議」において共通認識が図られている。(2)-
- ・「就業規則」に子どもや保護者に関する守秘義務が規程されている。「プライバシー尊重と保護者マニュアル」が策定されており、「職員会議」において共通認識が図られている。(3) -
- ・入園時に苦情の受付け方等が記載された「入園のしおり」が配布され、苦情受付の方法や窓口等の説明が行われている。園内の掲示板に「苦情相談窓口と方法」が掲示されている。苦情を申し立てる「意見箱」が設置され、アンケート(年2回)、「懇談会」、「個人面談」を通じて苦情解決に対する取り組みが行われている。(4)-

# - 2 生活環境 (1)子どもが心地よく過ごすことのできる生活環境に配慮している。 評価 保育室の採光や換気、温度・湿度等に配慮している。 結果 【判断基準】 a)保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について,職員の共通認識を図る場が設けられ、 環境づくりに具体的に反映されている。 b)保育室の採光や換気、温度·湿度等への配慮について,職員の共通認識を図る場が設けられ a ているが、環境づくりへの反映が十分ではない。 c)保育室の採光や換気、温度・湿度等への配慮について,職員の共通認識を図る場が設けられ ていない。 評価 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような環境づくりの取り組みを行っている。 結果 【判断基準】 a)子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、 職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。 b)子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、 a 職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。 c ) 子どもが心地よく落ち着いて生活できるような保育室の雰囲気作りや音等について、 職員の共通認識を図る場が設けられていない。

## 【 -2 生活環境の特記事項】

- ・保育室には温・湿度計が設置され、年間を通じて季節ごとの設定温度等がクラス別に示されており、保育士によってクラスごとに温度等が管理されている。(1)-
- ・各クラス担任により子どもの年齢や季節に応じた環境づくりが行われており、保育室には子どもが製作した工作物の展示や絵画の掲示等が行われている。(1)-

- 3	午睡	
(1)午睡しやすいような環境に配慮している。		
評価結果	┃ 午睡の環境づくりに配慮している。	
b	【判断基準】 a)落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境づくりや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、環境づくりに具体的に反映されている。 b)落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境づくりや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場が設けられているが、環境づくりへの反映が十分ではない。 c)落ち着いた雰囲気の中で午睡できるような環境作りや衛生、清潔さについて、職員の共通認識を図る場は特に設けられていない。	

評価 結果	子ども一人一人の状況に応じた午睡について配慮している。
а	【判断基準】 a)子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて、職員が共通認識を図る場が設けられ、安心して心地よい眠りにつけるような具体的な援助が行われている。 b)子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて職員が共通認識を図る場が設けられているが、安心して心地よい眠りにつけるような具体的な援助は十分ではない。 c)子ども一人一人の状況に応じた午睡に常に配慮することについて職員が共通認識を図る場が設けられていない。

# 【 -3 午睡の特記事項】

- ・午睡中の子どもの様子は、0・1歳児は5分毎に、2歳児は10分毎に確認が行われ、確認結果は「午睡時健康 管理表」に記録されている。0・1歳児の保育室には床暖房(冬期)が設置され、2・3歳児の保育室にはじゅうたんやござが活用されている。(1)-
- ・「クラス会議」において、子ども一人ひとりの状況に対する午睡の援助方法について話し合いが行われ ている。眠れない子どもに対しては別室で絵本や遊具で静かに遊ぶ等の配慮が行われている。

(1)-

	- 4	食事	
(1)給食内容の向上に努めている。			
	評価	職員間の連携を図り、給食内容の向上などに努めている	
	結果	横兵  の足防で囚グ、  編長  1音の  工なこに方の CVI   3	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的に実施し、給食内容の向上などに反映させてい	
		<b>ర.</b>	
	а	b)保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的に実施しているが、給食内容の向上などには反	
		映させていない。	
		c)保育士と給食担当者の会議や委員会を定期的には実施せず、給食内容の向上などにも反映さ	
		せていない。	
	評価	日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、必要に応じて、子どもの食事状況を保護者に	
	結果	知らせている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、必要に応じ、子どもの食事状況を知らせ、	
	а	その嗜好や食事状況に基づき献立を改善している。	
	a	b) 日々の給食やおやつを保護者に展示するとともに、食事状況は知らせているが、嗜好や食事	
		状況に基づいた献立の改善は十分ではない。	
		c) 日々の給食やおやつを保護者に展示をせず、食事状況も特に知らせていない。	
(	2) 子	<sup>2</sup> どもの状況に応じた食事に配慮している。	
	評価		
	結果	子ども一人一人の状況に応じた食事に配慮している。	
		【判断基準】	
		<u>a</u> )子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられ、	
	а	かつ家庭と連携して子ども一人一人の状況に応じた食事の取り組みが具体的に行われてい	
		<b>ర.</b>	
		b )子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられ	

		ているが、家庭と連携して子ども一人一人の状況に応じた食事の取り組みが十分ではない。	
		c )子どもの負担にならないような食事のあり方について、職員の共通認識を図る場が設けられ	
		ていない。	
	評価 結果	アレルギーを持つ子どもの状況に応じた食事に配慮している。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 専門医や家庭と連携して、子ども一人一人の食事に配慮し、除去食や代替食を用意している。	
		b)専門医や家庭と連携して、子ども一人一人の食事に配慮し、除去食を用意しているが、代替	
	а	食は用意していない。	
		c ) 専門医や家庭と連携して、子ども一人一人の食事に配慮しているが、除去食や代替食への対	
		応ができていない。	
(	3)食	(事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。	
	評価	食事を楽しくおいしく食べるための工夫をしている。	
	結果	良事を栄しくのいしく良べるための工大をしている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 楽しくおいしく食べることについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、食器類の材質	
		や形、テーブルクロス等の食事環境に工夫し、かつ様々な食事のスタイルを取り入れるよ	
		うな取り組みをしている。	
	а	b )楽しくおいしく食べることについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、食器類の材質や	
		形、テーブルクロス等の食事環境に工夫しているが、様々な食事のスタイルを取り入れる	
		ような取り組みは十分ではない。	
		c )楽しくおいしく食べることについて、職員が共通認識を図る場が設けられておらず、食事環	
		境の工夫も十分ではない。	
(	4)食	事に関心を持つような取り組みを行っている。	
	評価	食事の大切さについて共通認識が図られている。	
	結果	長事の人切らにフリーに不過略略が囚り10でいる。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられ、昼食やおやつのあり方に具体	
	а	的に反映されている。	
	Ĭ	b)食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられてはいるが、昼食やおやつのあ	
		り方への反映が十分ではない。	
		c ) 食事の大切さについて、職員の共通認識を図る場が設けられてはいない。	

## 【 -4 食事の特記事項】

- ・保育士による「検食」が毎日行われており、「検食」結果は「保育所検食簿兼給食日誌」に記録されている。「給食会議」(月1回開催)において給食内容等に関する意見交換が行われている。(1)-
- ・展示ケースに、その日の給食やおやつが毎日(16時から18時まで)展示されている。子ども一人ひとりの食事状況については「育児日記」(0・1・2歳児)や「連絡ノート」に記載されており、必要に応じて口頭で保護者に報告が行われている。「保育参観日」に給食試食会が行われている。(1)-
- ・「食事についてのマニュアル」に基づき、「偏食のある子は少量に」、「おかわりは自主的に」等、給食が子どもの負担にならないように「全体会議」「職員会議」において共通認識が図られている。保護者からの要望等は「れんらく帳」に記入していただき、必要に応じて個別に話し合いの場が設けられている。(2) -
- ・アレルギーのある子どもについては、医師の診断書に基づき保護者との面談が行われている。保護者から「除去食・食事内容」について決められた様式に基づき除去食や代替食を提出していただき、アレル

ギー食品や食材の把握と共に除去食や代替食が用意されている。アレルギーのある子どもの配膳に際し、子どものプライバシーに配慮した上で、食器に名前をつける等、間違えないようにする配慮が行われている。(2)-

- ・食事を楽しくおいしく食べられるようにするために、異年齢の子どもたちが一緒に食事をする「合同食事会」・パイキング形式・戸外で食べる(ピクニック)等、様々な取り組みが行われている。テーブルに花を飾ったり、テーブルクロス・ランチョマットを使用する等、雰囲気作りが行われている。
- ・「食事についてのマニュアル」に、食事に関する基本的な考え方や大切さが明示されており、「職員会議」において共通認識が図られている。「行事指導計画」に基づき、「クッキング保育」(カレー・お団子・ケーキ作り)が行われており、子どもが自分で作って食べることを通じて食事に関心を持つための取り組みが行われている。(4)-

### - 5 排泄

(1)排泄の援助が適切である。

評価結果

a

子どもに対する排泄の援助が適切に行われている。

#### 【判断基準】

- a) 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられ、援助が必要な子ども一人一人に対して、個別の計画に基づいて具体的な援助を実施している。
- b)気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子 ども一人一人に対しての個別の計画に基づいての具体的な援助は十分ではない。
- c) 気持ちよく排泄できるよう、職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- (2)排泄時の快適性を確保するための取り組みを行っている。

評価結果

a

トイレの快適性や雰囲気作りに工夫している。

#### 【判断基準】

- <u>a)</u>トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられ、トイレの雰囲気作りに具体的に反映されている。
- b )トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、トイレの雰囲気 作りへの反映は十分でない。
- c)トイレの快適性について、職員の共通認識を図る場が設けられていない。

#### 【 -5 排泄の特記事項】

- ・「排泄」マニュアルに基づき、「全体会議」「職員会議」において、子どもが気持ちよく排泄できるようにするための取り組みの重要性に関する共通認識が図られている。援助の必要な子どもに対しては、「児童表」に基づく援助計画に従って個別対応が行われている。(1)-
- ・トイレは子どもが排泄しやすいように明るく家庭的な雰囲気づくりが施されている。トイレの清掃は「排泄」マニュアルの手順に基づき、毎日職員により行われている。(2) -

- 6 性差への配	虐
-----------	---

# (1)性差への配慮をしている。

評価 結果

a

性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような援助を行っている。

#### 【判断基準】

- <u>a)</u>子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等が整備され、かつ性差への 先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮について職員の共通 認識を図る場が設けられている。
- b)子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等が整備されているが、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮について職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- c ) 子どもに対して性差での関わりを防止するようなマニュアル等は整備されていない。

# 【 -6 性差への配慮の特記事項】

・「性差での関わりの防止」マニュアルに基づき、「男の子だから」「女の子だから」の言葉を使わないことや、遊び・色分けによる性差をしない等の配慮が行われている。「性差での関わりの防止」マニュアルは、「全体会議」「職員会議」において共通認識が図られている。(1)-

	- フ オ	支達や社会との関わり (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	
(1)子どもの友達関係や社会性が育つよう配慮している。			
	評価 結果	友達との関わり合いを把握しているとともに必要な援助を行っている。	
		【判断基準】	
		<u>a</u> 子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場が設けら	
		れ、かつ援助が必要な子ども一人一人に応じた具体的な援助を行っている。	
	a	b )子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場が設けら	
		れているが、援助が必要な子ども一人一人に応じた具体的な援助は十分ではない。	
		c )子どもの友達との関わり合いについての状況把握について職員の共通認識を図る場は設けら	
		れていない。	
	評価	互いに尊重し合う心を育てるような援助を行っている。	
	結果		
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられ、他	
		の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような具体的な援助を行っている。	
	а	b)子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられてい	
		るが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるような具体的な援助は十分ではない。	
		c )子どもが互いに尊重し合う心を育てることについて職員の共通認識を図る場が設けられてい たい	
	<b>評価</b>	C) するもが互相に尊重し言う心を自てることにプロで職員の共通総議を図る場が設けられていない。	
	評価	,	
	評価結果	社会性を育てるような援助を行っている。	
		ない。 社会性を育てるような援助を行っている。 【判断基準】	
		社会性を育てるような援助を行っている。	
	結果	ない。     社会性を育てるような援助を行っている。     【判断基準】 <u>a)</u> 子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、協調性	

		c )子どもの社会性を育てることの意味について、職員の共通認識を図る場は設けられていない。	
(	2 ) 身	}近な自然や社会と関われるような取り組みを行っている。	
	評価 結果	身近な自然との主体的な係わりを重視している。	
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)子どもが主体的に身近な自然や動植物に関わることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、その取り組みに具体的に反映されている。</li> <li>b)子どもが主体的に身近な自然や動植物に関わることの意味について、職員が共通認識を図る場が設けられているが、取り組みへの反映は十分ではない。</li> <li>c)子どもが主体的に身近な自然に関わっていくことの意味について、職員の共通認識が図られていない。</li> </ul> </li> </ul>	
	評価結果	様々な人々との係わりを重視している。	
	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について、職員の共通認識を図る場が設けられ、ふれあう機会等を積極的に作っている。</li> <li>b)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について、職員が共通認識を図る場が設けられているが、ふれあう機会等は十分ではない。</li> <li>c)身近な社会における様々な人々と係わることの意味について、職員が共通認識を図る場が特に設けられていない。</li> </ul> </li> </ul>	

## 【 -7 友達や社会との関わりの特記事項】

- ・「子どもの様子」に基づき、毎月、子どもの友達との関わり合いに関する状況把握が行われている。友達との関わり合いに関して援助が必要な子どもについては、「クラス会議」「職員会議」を通じて対応内容に関する情報共有が行われている。(1)-
- ・子どもが互いに尊重しあう心を育てることを目的とした保育内容が「月案」「週案」に盛り込まれており、けんかをした時は子ども同士で解決できるように働きかける等の取り組みが行われている。 (1)-
- ・子どもの年齢に応じた「お当番活動」(給食準備・片付け・遊具の片付け等)・「お誕生会」(月1回)・「Happy day」(週1回)・「異年齢児交流会」(月2~3回)を通じて、子どもが協調性やルールを身に付けることができるようにするための取り組みが行われている。(1)-
- ・「年間指導計画」「課業予定表」に基づき、公園や神社へ散歩、カエルやカブト虫の飼育や観察、さつま芋の栽培・収穫等が行われており、身近な動植物や自然と触れ合う機会が設けられている。 (2)-
- ・「ささら保存会」主催による地域の伝統芸能の観賞、老人ホームや養護学校との交流、「公民館まつり」 における和太鼓の演奏、地域の運動会への参加、老人会の協力を得た「お餅つき」の実施等、地域の様々 な人と触れ合う機会が設けられている。(2)-

## - 8 表現活動

(1)子どもの表現活動についての援助が適切である。

評価結果

а

一人一人の子どもが自分の気持ちを自由に表現することができるような配慮がなされている。

#### 【判断基準】

- <u>a</u>) 一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やはたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場が設けられ、表現活動について具体的に工夫している。
- b)一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やはたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場は設けられているが、表現活動についての具体的な工夫は十分ではない。
- c) 一人一人の子どもが、自分の気持ちを自由に表現できるような場面設定やはたらきかけの意味について、職員の共通認識を図るための場は設けられておらず、具体的な工夫も十分ではない。

## 【 -8 表現活動の特記事項】

・年齢に応じた用具(クレヨン・折り紙・はさみ等)や絵本・おもちゃがいつでも自由に取り出せるように用意されている。体育教室(月2回)・リトミック(週1回)・和太鼓・鼓笛隊演奏・百玉そろばん・フラッシュカード・音読等、幅広い保育が取り入れられている。(1)-

# - 9 障害児保育

(1)障害児保育の実施が適切である。

評価

結果

a

障害児保育のための個別援助計画の策定が適切である。

# 【判断基準】

- <u>a)</u>保育所として家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートを用意し、個別援助計画が策定されており、かつその内容について職員の共通認識を図る場が設けられている。
- b)保育所として家庭や必要に応じて関係機関に対してのアセスメントシートを用意し、個別援助計画は策定されているが、その内容について職員の共通認識を図る場が設けられていない。
- c )個別援助計画は策定されているが、保育所としての家庭や必要に応じて関係機関に対しての アセスメントシートは用意されていない。

#### 【 -9 障害児保育の特記事項】

・障害児保育に対するアセスメントシートとして「幼児発達調査及び診断書」が作成され、子どもの成長の記録が「児童表」に記録される。(現在該当する子どもがいないが、いつでも受け入れることができる体制になっている。)(1)-

	-10 乳児保育		
(	(1)乳児保育の実施が適切である。		
	評価 結果	乳児保育のための環境が整備されている。	
	а	【判断基準】  a)乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられ、かつ乳児の生活環境に具体的に反映されている。 b)乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルを整備し、職員の共通認識を図る場が設けられているが、乳児の生活環境への反映は十分ではない。 c)乳児の安全と衛生への配慮についてのマニュアルが整備されていない。	
	評価 結果	乳児保育のための個別援助計画が適切である。	
	а	【判断基準】 a)保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意し、それに基づいて乳児一人一人に対する個別援助計画が策定されており、かつ職員の共通認識を図る場が設けられている。 b)保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意し、それに基づいて乳児一人一人に対する個別援助計画が策定されているが、職員の共通認識を図る場が設けられていない。 c)保育所として家庭向けの発育状況調査票等の様式を用意していない。	

# 【 -10 乳児保育の特記事項】

- ・「衛生管理」「食事」「排泄」「午睡」についてのマニュアルに基づき、乳児の安全と衛生に配慮した 保育が行われている。毎日3回の検温と健康状態の確認が行われている。(1)-
- ・入園時に提出していただく[家庭票][成長の記録」に基づき、一人ひとりの乳児の状態が把握されており、「月間指導計画」に反映されている。「月間指導計画」に基づき、乳児一人ひとりに対する「課題予定表」が作成されており、子どもの様子は「週間保育日誌」に記録されている。(1)-

	-11 子育て支援(相談対応)		
(1)入所児童の保護者の育児支援を行っている。			
	評価 結果	保護者からの子育てに関する多様な相談に対応する体制が適切である。	
	а	【判断基準】  a)保護者の相談に対応するマニュアルを整備し、かつ相談しやすい雰囲気づくりに配慮する ことについて、職員が共通認識を図るための場が設けられている。  b)保護者の相談に対応するマニュアルを整備しているが、相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場が設けられていない。  c)保護者の相談に対応するマニュアルを整備しておらず、相談しやすい雰囲気づくりに配慮することについて、職員が共通認識を図るための場も設けられていない。	
	評価 結果	一人一人の保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	
	а	【判断基準】 <u>a)送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が行われ、かつ保護者の要望に応じた個別相談等を行っている。</u> b)送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が行われているが、保護者の要望に応じた個別相談等は十分に行われていない。  c)送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換が十分ではない。	

	評価 結果	家庭の状況や保護者との個別面談における情報交換の内容が適切に記録されている。
		【判断基準】
		a ) 情報交換や相談の内容が記録され、かつ記録することの視点や意味について、職員の共通認
	а	b)情報交換や相談の内容が記録されているが、記録することの視点や意味について、職員の共
		通認識を図る場が設けられていない。
		c)情報交換や相談の内容が記録されていない。
(	2)址	り域の子育て支援を行っている。
	評価	
	結果	育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。
	MHVIC	【判断基準】
		a ) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについ
		て、職員の共通認識を図る場を設け、かつ子育てに関する情報提供を十分に行っている。
	а	b)地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについ
	-	て、職員の共通認識を図る場を設けているが、子育てに関する情報提供は十分ではない。
		c ) 地域の子育て支援のために、電話や来園等による育児相談などの取り組みを行うことについ
		て、職員の共通認識を図る場は設けられていない。
(	3 ) 虐	は付を受けていると疑われる子どもへの対応を行っている。
	評価	
	結果	虐待を受けていると疑われる子どもについて、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
		【判断基準】
		a)虐待が疑われる事例の対応マニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けら
		れ、的確かつ早期に対応できる体制になっている。
	а	b ) 虐待が疑われる事例の対応マニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設けられ
		ているが、的確かつ早期に対応できる体制ではない。
		c)虐待が疑われる事例の対応マニュアルが整備されておらず、職員の共通認識を図るための場
		が設けられていない。
	評価	
	結果	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対して、適切に対応する体制ができている。
		【判断基準】
		<u>a)</u> 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルを整備し、保護者へ
		の適切な対応についての職員の共通認識を図る場を設け、かつ児童相談所等の関係機関との
		情報交換や連携が密接に行われている。
	а	b) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルを整備し、保護者へ
		の適切な対応についての職員の共通認識を図る場を設けているが、児童相談所等の関係機関
		との情報交換や連携は十分ではない。
		c) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者に対しての対応マニュアルは整備されておら
		ず、保護者への適切な対応についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。
r	-11	子育で支援(相談対応)の特記事項】

# 【 -11 子育て支援(相談対応)の特記事項】

- ・「相談対応」マニュアルに相談対応体制・対応方法について明記されている。「意見箱」が設置されて おり、相談しやすい環境づくりへの取り組みが行われている。(1) -
- ・毎日の子どもの様子は、[育児日記](0・1歳児)、「連絡ノート」(2歳児)、「おたより帳」(3歳児以上) を通じて保護者に提供されている。送迎時に保護者から受けた連絡事項を記載したノートが全クラスに

回覧され、職員の情報共有が図られている。新入園児個人面談  $(3月) \cdot 0 \sim 3$ 歳児面談  $(3月) \cdot 4$ 歳児面談  $(5月) \cdot 5$ 歳児面談  $(5月) \cdot 6$ 

- ・保護者との個人面談の内容は「個人面談記録用紙」に記録されており、相談の内容については、子ども や保護者のプライバシーに配慮した上で「職員会議」において職員の共通認識が図られている。 (1)-
- ・地域の子育で中の親と子どもが保育園において、保育園児と遊びを通じて交流する「Happy day」が毎月 第2・第4水曜日に実施されている。保育園における地域の子育で中の親に対する子育で相談の実施案内 等は、館林市子ども福祉課発行の「子育で支援施設・機関一覧表」に掲載されており、支援内容・相談 方法等に関する情報提供が行われている。(2) -
- ・「虐待についての対応マニュアル」に基づき、虐待の早期発見のためのポイントについて「子どもの様子」(11項目)「保護者の様子」(72項目)等に関する職員の認識等が「全体会議」「職員会議」において行われている。(3)-
- ・「虐待の疑いがある場合の保育士の対応」マニュアルに基づき、「職員会議」を通じて共通認識が図られている。虐待が疑われる場合は児童相談所等の連携が園長を中心として図られる体制が構築されている。(3)-

# -12 保護者との連携 (1) 保護者との協力関係が適切に図られている。 評価 保護者への情報提供が適切に行われている。 結果 【判断基準】 a)保護者に対しては、保育所全般の情報が定期的に提供されているとともに、子ども一人一 人の情報も十分に提供されている。 b)保護者に対しては、保育所全般の情報が定期的に提供されているが、子ども一人一人の情報 a の提供は十分ではない。 c ) 保護者に対しては、保育所全般の情報の提供は不定期であり、子ども一人一人の情報は特に 提供されていない。 評価 保護者との協力関係が適切に図られている。 結果 【判断基準】 a)保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場 が設けられ、かつ行事等の共同企画・運営や保護者の自主的な活動・交流を援助する体制が できている。 b)保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場 а が設けられ、行事等の共同運営は行われているが、保護者の自主的な活動・交流を援助する 体制はできていない。 c)保護者と保育園が相互に協力して子育てすることの意味について、職員の共通認識を図る場 が設けられておらず、行事等の共同運営も行われていない。

# 【 -12 保護者との連携の特記事項】

- ・保護者に対して、新年度に「入園のしおり」「年間行事予定」、毎月「園だより」「保健だより」「献立表」「クラスだより」が配布されており、保育園の情報提供が行われている。子どもの様子は「連絡ノート」「クラス掲示録」を通じて提供され、行事における写真提供が行われている。(1)-
- ・「保護者会」が設置されており、定期的に開催される「役員会」を通じて職員との意見交換が行われている。「夕涼み会」「運動会」「マラソン大会」「バス旅行」「もちつき大会」「大掃除」等の行事が、保護者会の協力を得て実施されている。(1)-

# 子ども主体の保育サービス

	子とも土体の保育サービス		
	- 1 子どもや保護者の意向の尊重		
(1)子		どもや保護者の意向を尊重している。	
	評価 結果	子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。	
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルを整備し、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場を設けている。</li> <li>b)子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルは整備されているが、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場は設けられていない。</li> </ul> </li> <li>c)子ども一人一人の気持ちや状況を受容するような指針やマニュアルは整備されておらず、常に子どもの立場になって対応することについて、職員の共通認識を図る場も設けられていない。</li> </ul>	
	評価 結果	保護者と共通理解を図り、意向を尊重している。	
	a	【判断基準】 <ul> <li><u>a)保護者と保育所が相互に協力して子育ですることの意味について、職員の共通認識を図る場を設け、定期的に懇談会等を開催して積極的に保護者の意向を把握し、尊重している。</u></li> <li>b)保護者と保育所が相互に協力して子育ですることの意味について、職員の共通認識を図る場を設け、定期的に懇談会等を開催して保護者の意向を把握しているが、意向の尊重は十分ではない。</li> <li>c)保護者と保育所が相互に協力して子育ですることの意味について、職員の共通認識を図る場は設けられておらず、保護者の意向の把握や尊重は十分ではない。</li> </ul>	

# 【 -1 子どもや保護者の意向の尊重の特記事項】

- ・「人権に配慮した保育」(マニュアル)に子どもの気持ちや状況を把握するための指針が示されている。 子どもに対する受容・共感について、保育士が対応した内容が毎日「ポストイット」に記録されている。 「ポストイット」の記入方法・活用方法、子どもへの対応方法等については「クラス会議」「職員会議
- ・「回覧板」を通じて職員の共通認識が図られている。(1)-
- ・家庭と保育園の連携の図り方や父親が子育てに参加する意義等については、「クラス会議」「職員会議」 を通じて職員の共通認識が図られている。「ビデオ懇談会」において、子どもの日中の様子やお泊り保 育の様子の情報提供と共に、保護者からの意見聴取が行われている。(1)-

# - 2 子どもの主体性、自発性への配慮

(1)子どもの主体性に配慮している。

評価結果

a

子どもの主体性を育てるような配慮を行っている。

#### 【判断基準】

- a)子どもの主体性を育てることの意味について職員の共通認識を図る場を設け、自分から問題に取り組んだり、解決したりするような援助を具体的に行っている。
- b)子どもの主体性を育てることの意味について職員の共通認識を図る場を設けているが、自分から問題に取り組んだり、解決したりするような具体的な援助は十分ではない。
- c )子どもの主体性を育てることの意味についての職員の共通認識を図る場は設けられていない。
- (2)生活習慣や生理現象に関しては子どもの状況に応じて対応している。

評価結果

a

基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じた援助をしている。

#### 【判断基準】

- <u>a)</u>基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について職員の共通認識を図る場が設けられ、援助が必要な子どもに対しては、個別計画に基づいて具体的な援助を実施している。
- b)基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられているが、援助が必要な子どもに対しては、個別計画に基づいての具体的な援助の実施は十分ではない。
- c)基本的な生活習慣や生理現象に関しては、子どもの自主性・自発性への配慮について、職員の共通認識を図る場が設けられておらず、援助が必要な子どもに対して、個別計画に基づいての具体的な援助の実施も十分ではない。

# 【 -2 子どもの主体性、自発性への配慮の特記事項】

- ・「公開保育」(総合幼児教育研究会が主催する研修)に全職員が参加し、「クラス会議」「職員会議」を通じて子どもの主体性を育てるための取り組みが行われている。「ハロウィン」の行事に際して、子ども達による内容や衣装等の企画が行われている。園長が「にんじんクラブ」において、子どもに人権の大切さを理解するための紙芝居を見せ、その後子どもが意見を主張する取り組みが行われている。 (1)-
- ・子どもが自分で衣服の着脱ができるように、専用マットを活用し、衛生面、安全性、快適性等に配慮した援助が行われている。子どもが排泄に失敗したときの対応方法が決められており、子どもが失敗を乗り越えて自分で排泄ができるようになるための一貫した援助が行われている。援助が必要な子どもに対しては、「子どもの発達・育ち・気づき」「気になる子どもへの対応」に基づき、個別に援助が行われている。(2)-

# 健康管理・安全管理

- 1 健康管理			
(	<u>(1)健康管理が適切に行われている。</u>		
	評価 結果	入所時の子どもの健康状況把握の必要性について、職員に共通認識が図られている。	
		【判断基準】	
		a)保育所として入所時の子どもの健康状況を把握するための調査票等を整備し、かつ入所時の健康調査の必要性についての共通認識を図る場が設けられている。	
	а		
		b)保育所として入所時の子どもの健康状況を把握するための調査票等が整備されているが、入	
		所時の健康調査の必要性についての共通認識を図る場は設けられていない。	
		c ) 子どもの健康状態に関する調査票等が整備されていない。	
	評価結果	アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、保護者と連携して適切な対応を行っている。	
		【判断基準】	
		a ) アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体	
	а	b )アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制	
		ができているが、対応の仕方について職員の共通認識を図る場が設けられていない。	
		c )アレルギー疾患を持つ子どもや疑いのある子どもについて、保護者と連携して対応する体制	
		ができていない。	
	評価		
	結果	子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。	
	和木	【判断基準】	
		a)子どもの健康管理のマニュアルを整備し、かつ子ども一人一人の健康状態に配慮すること	
		について、職員が共通認識を図るための場が設けられている。	
	а	b)子どもの健康管理のマニュアルを整備しているが、子ども一人一人の健康状態に配慮するこ	
		とについて、職員が共通認識を図るための場は設けられていない。	
		c )子どもの健康管理のマニュアルを整備されておらず、子ども一人一人の健康状態に配慮する	
		ことについて、職員が共通認識を図るための場も設けられていない。	
r	_ 1	健康管理の特記事項】	

# 【 -1 健康管理の特記事項】

- ・「児童票」「家庭票」が活用されており、「児童票」には子どもの健康診断結果が、「家庭票」には生育歴・体質的特徴・既往症・予防接種等についてそれぞれ記録されている。安全に保育サービスを提供する上で子どもの健康状態を把握するために、「クラス会議」「職員会議」において職員の共通認識が図られている。(1)-
- ・「除去食・食事内容」に牛乳を除去(6項目)、卵を除去(4項目)、大豆を除去(4項目)、その他の食品を記載し、入園時に提出していただいている。特に配慮が必要とされる場合には、保護者から「れんらく帳」「育児日記」に記載していただき、保育園でその日に提供したものを「れんらく帳」に記載し保護者に対する情報提供が行われている。対応方法等については「職員会議」において共通認識が図られている。(1)-
- ・「健康管理」(マニュアル)が活用されており、検温は0~2歳児が朝・昼・夕の3回、3~5歳児が朝・夕の2回それぞれ行われている。「体育ローテーション・体育教室・プール不参加表」に子どもの体調に関する情報を記載し、体育やプールの都度提出していただいている。「健康管理」(マニュアル)は「職員会議」において共通認識が図られている。(1)-

	- 2 3	安全管理	
(	( 1 ) 事故防止のための取り組みを行っている。		
	評価 結果	発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例を確実に把握する体制ができている。	
	а	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制が整備され、職員の共通認識を図る場を設け、周知徹底している。</li> <li>b)保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制が整備されているが、職員の共通認識を図る場を設けておらず、周知徹底は十分ではない。</li> </ul> </li> <li>c)保育中に発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は、責任者に確実に報告する体制は整備されておらず、職員の共通認識を図る場も設けられていない。</li> </ul>	
	評価 結果	事故防止のための体制が適切である。	
	a	<ul> <li>【判断基準】         <ul> <li>a)発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設け、具体的な取り組みを行っている。</li> </ul> </li> <li>b)発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設けているが、具体的な取り組みは十分ではない。</li> <li>c)発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析は行われておらず、事故防止についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</li> </ul>	
(2)防犯のための取り組みを行っている。			
	評価 結果	防犯のための具体的な取り組みを行っている。	
	a	<ul> <li>【判断基準】</li> <li>a)子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析をし、防犯についての職員の共通認識を図る場を設け、具体的な取り組みを行っている。</li> <li>b)子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析をし、事故防止についての職員の共通認識を図る場を設けているが、具体的な取り組みは十分ではない</li> <li>c)子どもが巻き込まれた事件や、事件につながりそうになった事例の分析は行われておらず、事故防止についての職員の共通認識を図る場も設けられていない。</li> </ul>	
(	3)事	事故や災害発生時の対応体制が確立している。	
	評価 結果	事故補償(賠償)について周知徹底している。	
	а	【判断基準】 a)子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布するとともに、その内容について説明会等を開催し、周知徹底されている。 b)子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布しているが、その内容について説明会等を開催しておらず、周知徹底されていない。 c)子どもの事故補償等について、説明書類等を保護者に配布していない。	

評価	事故(けが、急病等)や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、職員の共通認識が図られて
結果	เาอ.
	【判断基準】

- a)事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るための場が設 けられている。
- b )事故や災害に適切に対応できるマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図るための 場が設けられていない。
- c ) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルは整備されていない。

(	4 ) 특	5薬のシステムが適切である。
	評価 結果	与薬について、適切に行われるような体制になっている。
	a	【判断基準】 a)与薬のシステムについてのマニュアルを整備し、かつ子ども一人一人に確実に実施することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられている。 b)与薬のシステムについてのマニュアルを整備しているが、子ども一人一人に確実に実施することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。 c)与薬のシステムについてのマニュアルは整備されていない。

#### 【 -2 安全管理の特記事項】

- ・「事故の対応」(マニュアル)に事故が発生した場合の対応や報告の手順が示されている。事故の報告 は「事故報告書」が活用され、担任から主任保育士、園長へ順次報告が行われている。事故につながり そうになった事例は「ポストイット」に記入され「回覧板」で毎日情報共有が図れている。(1)-
- ・「事故報告書」には事故の原因・発生状況・事故後の対応と今後の対策等が記入され、「回覧板」「職 員会議」を通じて共通認識が図られている。木製の椅子の角張った部分にエアキャップ(緩衝材)をつ けたり、保育室にじゅうたんを敷いて子どもが転んでも怪我をしないように配慮がなされている。
- ・「防犯対策」(マニュアル)に基づき2ヶ月に1度防犯訓練が実施されている。子どもを迎えに来る保護 者等に関する事例検討等が行われ、防犯について「全体会議」で職員の周知が図られている。
- ・子どもの事故補償等については「入園説明会」において保護者への説明が行われており、「保育園での 事故補償について」(スポーツ振興センター)・「館林市福祉医療費の受給について」等の負傷や疾病 の補償にかかる資料が配布されている。(3)-
- ・「大雨対応」「火災対応」「地震対応」「事故・けがの対応」「SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防・ 対応について」等のマニュアルがあり、避難訓練の実施や「全体会議」(出血・打撲・脱臼・捻挫・頭 や胸等を打った場合・熱射病・日射病・熱性痙攣・火傷・誤飲等が発生した場合の対応)において職員 の共通認識が図られている。(3)-
- ・与薬が必要な場合には、「お薬依頼書」を提出していただき、「薬持参の子どもの対応」(マニュアル) に基づき与薬が行われている。薬は1回分ごとに分けられ、薬を預かった保育士と与薬を行った保育士が それぞれ与薬時間等を記録し、誤薬がないように配慮がなされている。与薬の手順や与薬後に子どもの 変化があった場合の対応手順については、「職員会議」において職員の共通認識が図られている。 (4) -

	- 3 衛生管理・感染症対策		
(	(1)衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。		
	評価 結果	衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識が図られている。	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るため	
		の場が設けられている。	
	а	b )保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図	
		るための場が設けられていない。	
		c ) 保育所の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。	
	評価	感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡し	
	結果	ている。	
		【判断基準】	
		<u>a</u> )感染症への対応についてのマニュアルを整備し、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡す	
		ることについて、職員の共通認識を図るための場が設けられている。	
	а	b )感染症への対応についてのマニュアルを整備しているが、発生の状況を必要に応じて保護者	
		に連絡することについて、職員の共通認識を図るための場が設けられていない。	
		c ) 感染症への対応についてのマニュアルは整備されていない。	
	評価	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルが整備され、職員の共通認識が図られている。	
	結果	<b>調理物、小向りなどの樹土自姓は、(ニュナルが 金桶ですが、概要の六週邮職が図りすびでする。</b>	
		【判断基準】	
		<u>a)</u> 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備し、職員の共通認識を図るため	
	а	の場が設けられている。	
	ď	b )調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルを整備しているが、職員の共通認識を図	
		るための場が設けられていない。	
		c ) 調理場、水周りなどの衛生管理に関するマニュアルは整備されていない。	

### 【 -3 衛生管理・感染症対策の特記事項】

- ・クラス別(年齢別)の「衛生管理」(マニュアル)があり、日中の時刻ごと、曜日ごとに清掃、消毒(食事用シート・歯ブラシ・コップ・トイレ用マット・部屋の遊具・砂場・蛇口等)、洗濯の手順が明示されている。その他「従業員の衛生管理」「薬品・洗剤・消毒薬 使用場所・管理状況」等のマニュアルがあり、「全体会議」において共通認識が図られている。(1)-
- ・感染症への対応に関するマニュアルとして、「感染症マニュアル」「感染症についての対応」があり、「職員会議」において共通認識が図られている。感染症の発生状況は、「回覧板」「保健だより」が活用され保護者に対して感染症、インフルエンザ、ノロウィルス等の蔓延の防止や予防方法についての情報提供が行われている。群馬県館林市からの緊急性の高い通知(注意や予防に関するもの)は直ちに掲示されている。(1)-
- ・「衛生管理(水周り)」(マニュアル)に基づき、毎日水周りの点検が実施されている(12項目の点検 と2項目の水質検査)。検査は毎月5箇所(冷蔵庫・調理台・炊飯器等)実施され、一般生菌数・大腸菌 群数・黄色プドウ球菌数・白色プドウ球菌数等の検査が行われている。検査結果は「給食会議」におい て報告され、関係する職員の共通認識が図られている。(1)-